

提 言

「今日の福岡市における社会教育のあり方について」

～地域を育む社会教育を目指して～

平成28年6月

福岡市社会教育委員会議

目 次

はじめに ～本提言の目的～	1
1 福岡市における社会教育の歴史的経緯と現代的課題	2
(1) 歴史的経緯	2
(2) 現代的課題 ～福岡市の学習支援・地域支援の拡充と公民館～	5
2 福岡市公民館訪問調査から考える公民館の現段階	6
(1) 校区の視点	6
(2) 地域自治と専門的支援の関係	8
(3) 校区に対する支援の視点	9
3 今後に向けての方向性と具体的取組	10
(1) 今後の方向性	10
(2) 具体的取組	12
資料	
福岡市社会教育委員名簿	14
研究調査経過	15

はじめに ～本提言の目的～

今期の福岡市社会教育委員会議においては、研究調査を担う分科会を設置し、「今日の福岡市における社会教育のあり方について」をテーマとして、調査および研究討議を行ってきた。この調査成果については、すでに分科会により、「福岡市公民館訪問調査報告」として別冊でまとめられている。

本提言はこの調査結果もふまえ、福岡市における社会教育についてその目的や今日的役割について整理すると共に、今後の方向性について示そうとするものである。

今日、社会の変化や「組織的な教育活動」の担い手の多様化が見られるなかで、福岡市の社会教育についても、固有の展開と蓄積に基づく形で、「社会教育」のイメージを再定義し、生き生きとした訴求力のあるものとするのが求められている。また生涯学習・社会教育の目的について個人の自己実現のみに狭義に捉える傾向がある中で、集い・学び・つながることを通じて、“いかに社会・地域へ働きかけていくのか”という視点も重要と考えられる。

またこうした状況の変化のなかで、福岡市社会教育の中核施設である公民館は平成 16 年度、コミュニティ支援体制強化のため創設された各区地域支援部を窓口として区に移管され、生涯学習とコミュニティ支援を一体化した事業の推進が求められるようになった。第 9 次福岡市基本計画（平成 24 年）においても「目標 2：さまざまな支え合いとつながりができている」の重要施策として公民館は位置づけられ、「公民館の「集まる」「学ぶ」「つなぐ」という機能を活用し、自治協議会、関係団体と連携した地域コミュニティ活動支援に取り組むと共に、小学校をはじめとするさまざまな地域の施設について、ボランティアや住民の活動拠点としての活用を促進する」ことが明言されている。だが新体制を迎え早 10 年が過ぎた今も、具体的な方向性の整理や支援体制の整備は必ずしも十分ではない。社会教育委員会議における分科会設置の提案は、公民館関係者はもとより市行政関係各課においても、こうした課題についての自覚が高まったことが背景にある。

このため本提言は、公民館を基盤として発展してきた福岡市の社会教育における、地域づくりと公民館の関係の整理を行うことを特に重視している。ここから、今後の福岡市における社会教育のあり方を示していくことを目指すものである。

平成 28 年 6 月 1 日

福岡市社会教育委員会議

1 福岡市における社会教育の歴史的経緯と現代的課題

(1) 歴史的経緯

① 戦後社会教育の出発—社会教育協議会の設立と普及

福岡大空襲の傷跡残る終戦から二度目の夏に、福岡市の社会教育は動き出した。昭和22年7月に新設された社会教育課は、まず、各校区の小学校校長を社会教育推進委員として委嘱し、地域の社会教育の推進を図った。それと並行して、校区単位で社会教育協議会の設置を進めた。その中心的な担い手は、各町内会の代表であった。

社会教育協議会では、戦後の地域復興や自治活動の再生と社会教育活動が一体的に取り組みられ、地域に民主主義の理念を普及していく役割が期待された。翌23年には、ほぼ全小学校区単位で、社会教育協議会が設置された。その活動内容は、精霊祭、慰霊祭、敬老会、新年会、福祉、衛生、生活改善、地域環境づくりなど多岐にわたり、地元自治会の予算で運営された。大都市でありながら、小学校区を基本単位として地域振興や自治活動と社会教育活動が一体的に取り組みられるという福岡市の社会教育の特徴は、こうした歴史的背景を持つ。

② 公民館の誕生—地域に支えられた館建設と維持

昭和24年6月、社会教育法が制定され、その中核的施設として公民館が位置づけられた。当時の文部省社会教育課長の寺中作雄は、公民館を「社会教育の機関であり、社交娯楽機関であり、自治振興機関であり、産業振興機関であり、青年育成機関であり、その他其の町村に於いて必要と思えば尚色々の機能を持たしめて運営する事が出来るが、要するにそれらの機能の綜合された町村振興の中心機関」として構想した。

福岡市においては、各校区の社会教育協議会を中心に、成人教育、スポーツ、レクリエーション活動などが行われてきたが、公民館設置の要望が高まってきたので、福岡市は社会教育の総合的推進施設として、小学校区ごとに公民館を設置することにした。福岡市の公民館整備計画では、文化的施設に恵まれない周辺地区から都市部へと進めていくこととした。

昭和27年1月、福岡市に社会教育法に基づく公民館が10館誕生する。当時の職員体制は、地元推薦の公民館長と公民館主事1名、事務員1名であった。草創期の公民館は、小学校の講堂入口の土間を間借りして机を置いただけの館や、小学校の体育倉庫の半分をベニヤで仕切った3坪足らずといった状況だった。公民館の維持・運営費も地元からの寄付金や自治会費に頼らざるを得ない状況であった。

翌28年、福岡市は公民館舎の建設計画を策定したが、用地は地元で準備し、建設費の半額は寄付によるものであった。当時の極めて厳しい財政状況の中で、公民館建設費を工面する余裕はなかった。学校教育の二部授業を解消するために校舎の増築と学校新設が最優先課題であったからである。

昭和29年度までに全校区に公民館が設置されたことにより、福岡市の社会教育は、公民館を中心に発展していくことになる。なお、公民館の建設費と維持・運営費が、全額公費に移行したのは、政令指定都市になった昭和47年以降である。

③ 急速な都市化と社会教育

終戦時約 25 万人だった人口は、市町村合併による増加と人口流入により、昭和 25 年で約 40 万となった。この頃には、百貨店や商店街の売り上げは、戦前の水準を回復し、店舗の増築やビルの新築が相次いだ。昭和 28 年に市立動物園が開園し、昭和 29 年には旧記念館と通俗博物館を転用した中央公民館が設置された。昭和 35 年には、須崎公園を整備して、市民会館と県立文化会館（図書館と美術館）を設置することが決定された。

昭和 30 年代半ばになると、和白町、金武村、周船寺村、元岡村、北崎村との合併が成立し、人口は 64 万を超え、面積は 207 平方キロメートルに達した（終戦時約 130 平方キロメートル）。この頃公民館主事は、自主研修会を月例で開催していた。公民館の若い主事は、こうした自主研修会に加えて、先輩の実践を見学したり、ブロックごとの公的研修会などに参加したりして力量を高めていくことで、高度化、多様化する学習ニーズに対応していた。また、昭和 33 年からは公民館に順次市職員が公民館主事として配置されるようになった。

昭和 40 年代から 50 年代にかけては、油山青年の家、少年科学文化会館、歴史資料館、今宿野外活動センター、市民体育館、市民図書館、婦人会館、市美術館などの大型の社会教育施設が相次いで開設された。

昭和 47 年に政令指定都市として発足し、東区、博多区、中央区、南区、西区の 5 区が誕生した。昭和 50 年に早良町を合併し、人口は 100 万人を突破した。この同じ年に、山陽新幹線博多駅開業、九州自動車道開通（古賀～鳥栖）、地下鉄空港線・箱崎線工事の着工など都市インフラも整備されていく。

急速に都市化が進む中で、「豊かな人間性を育て地域の連帯意識を高めること」と「高度化する学習ニーズに対応するため」に、各区に市民センターが建設されることになった。市民センターは、区のコミュニティセンターと中央公民館としての機能を持ち、公民館と有機的に連携した活動が期待された。それに伴い、公民館で勤務していた市職員の主事は、市民センター指導係に異動し、公民館に配置される嘱託公民館主事を指導・助言する体制へ移行した。

④ 社会教育行政の再編と公民館

昭和 52 年の東市民センターに始まり、昭和 58 年の博多市民センターの開館により、全ての公民館主事が嘱託化された。

嘱託公民館主事たちは、生活者としての視点で地域を見つめ、出会いと役割を巧みに創出しながら、ゆるやかに地域を変えていった。そのためには、交流活動から学びを導き出す社会教育的な視点が不可欠となる。それを支えていたのが、市民センター指導係による相談・指導・助言であった。この機能を維持・向上するために、市民センター指導係の公民館支援担当職員には、国立社会教育研究所や福岡市教育センターなどでの長期研修や先進地視察などが行われていた。

市民センター指導係は、公民館職員研修にも力を注いでいた。新任研修に加えて、区ごとに公民館研修を連絡会に合わせて毎月 2 回行うこともあった。さらに、区内をいくつかのブロックに分けて公民館職員自らが企画する研修会なども開催していた。例年 3

月には各区で大規模な公民館研究集会を開催し、公民館職員だけでなく、講座・学級やグループ活動のメンバー、公民館運営審議会委員、社会教育関係団体指導者なども集い、学びあう場としていた。

昭和 50 年代半ばになると、臨時教育審議会答申や中央教育審議会答申において、生涯学習社会への移行が提言され、民間活力の利用も含めた社会教育行政の再編が進められていく。福岡市でも、生涯学習に関する調査研究が進められ、公民館には「生涯学習時代への対応」と「コミュニティ形成への支援」の二つの観点から見直しが提言された。

平成 10 年には、本庁の主席社会教育主事も廃止された。

平成 12 年、公民館条例が改正され、公民館業務に地域コミュニティ支援が明記された。同年、月曜休館が廃止され通年開館になる。翌年度からは、市民センターが区役所に移管され、市民センターの社会教育主事は、区役所の生涯学習推進担当主査と兼務発令となった。そして、平成 16 年、公民館に対する日常的な連絡調整及び指導・助言は、地域支援課が担当するという現行の支援体制に移行した。自治協議会制度発足に伴い、公民館を市長部局へと移管したことを受けての機構改革であった。公民館には、生涯学習事業とコミュニティ支援事業の一体的推進によって、校区の自律経営の基盤を支える役割が期待されるようになった。

社会教育行政組織の再編が進む中で、社会教育施設の移管や指定管理が相次いで行われた。平成 15 年度に社会体育課が市民局へ、平成 20 年度に自然体験施設や少年科学文化会館がこども未来局へ移管された。平成 24 年度からは、市民センターへ指定管理者制度が導入され、区役所の生涯学習推進課が指定管理者の所管と社会教育・人権教育に関する専門的及び技術的指導を行う体制になっている。

そのような中で、社会教育支援体制については、知識やスキルや人的ネットワークを積み上げていくことが難しくなった。

生涯学習事業とコミュニティ支援事業を一体的に推進する公民館のイメージは、戦後の地域復興と自治再生を使命とした社会教育の原点と重なる部分もあると言えよう。それにふさわしい公民館支援体制の再構築が求められている。

（２）現代的課題 ～福岡市の学習支援・地域支援の拡充と公民館～

① 福岡市の人口増と流動性の高さ

九州ブロックの拠点都市であり、伸び続ける商業・サービス業を核とした経済都市である福岡市の人口構成の変動は著しい。

近年では、政令指定都市のなかで最も高い人口増加数を見せている。平成 27 年 10 月段階で人口は 153 万 8 千人となり、政令指定都市第 5 位となっている。若年層、特に若年女性の転入を中心に、九州各地から人が流入しているのが人口増の主要因であると言えるだろう。また、グローバル都市としての展開がなされる中、平成 10 年代以降の外国人の人口増も注目される。

この急激な人口増加に伴い、福岡市は全体として流動性が高い構成員からなる都市となっている。

② 地域特性の違い

全市的な構成員の多様性に加えて、福岡市は地域ごとに大きく住民構成が異なる点での地域の多様性も指摘できる。集合住宅の多さも特徴の一つである。行政区単位、さらには校区単位でみると、人口増減や、高齢化率、外国人数、子どもの数など、住民構成において違いがある特性を有している。

③ 地域社会の活性化を支える学習支援・地域支援の必要性

構成員の流動性の高さと地域の多様性は、地域社会の活性化の大きな源泉となり得る一方で、地域社会の不安定化のリスク要因ともなり得る。このリスク要因を取り除き、活性化につなげるにあたって、重要なのは次の 2 点である。

第一が、個々の構成員に対しての支援、特に学習面での支援である。

地域社会の活性化を担うのは当然のことながら、一人ひとりの市民となる。市民の持つ能力を最大限に発揮する環境を醸成することが、地域社会及び福岡市全体の活性化へとつながる。その際、個人の能力発揮と向上につながる学習活動を支援することは、地域社会の活性化にとっての重要な基盤となる。福岡市の特徴である流動性の高さを意識するならば、個々の構成員のニーズに対応するきめ細やかな学習支援が求められる。

第二が、それぞれの地域の特性に応じた形での地域支援である。

多様性という特徴を有する福岡市においては、全市一律的な支援のみでなく、地域の特性に応じた支援がなされる必要がある。上述の個人への支援と並行する形での地域支援がなされることで、地域社会の活性化が期待される。

④ 公民館の役割

福岡市が校区という生活単位で公民館を配置し、地域の実情に詳しい公民館長や主事を中心として、学習支援や地域支援を実施することができるのは大きな利点となる。実際、多くの公民館では、各地域の特性に応じた学習活動・地域活動が展開されている。

今後も人口構成の大きな変動が予想される福岡市において、校区に根差した公民館と専門職員は地域社会の活性化の重要な拠点となるだろう。

2 福岡市公民館訪問調査から考える公民館の現段階

(1) 校区の視点

福岡市の公民館の重要な特徴は、市内全域に公立公民館として小学校区ごとに配置されている点にある。これを個人の暮らしや学び・諸活動への参加において、各組織の活動や相互連携において、そして地域づくり全体を考えていく上で、鍵として改めて位置づけたい。

① 校区の生活や学びの拠点としての公民館

公民館が人々の生活圏に細やかに配置されていることは、昨今一層の重要性を増している。子どもや子育て層や高齢者にむけた「カフェ」「サロン」活動が公民館の間に広がっているが、それらは目的としてより、新たなつながりや学びが生まれるきっかけとして行われている事業であると職員に自覚されている。人々が地域や文化に出会い、暮らしの新たなスタイルを創造する窓口としての公民館の可能性である。「たくさんの人に来てもらえる公民館に」と語る職員の多さも、市民に目を向け、声を聞こうとする職員意識の高まりを示すものと思われる。こうした拠点性は、職員や地域のリーダーの働きを介して、地域のつながりや組織の継続にも活かされている。

② 小学校と公民館の連携 ～子どもを育む地域力の向上へ～

ほぼ全ての公民館が、小学校との連携に積極的に取り組んでいる。施設同士が隣接する校区も多く、公民館が社会科の地域学習や総合的な学習の時間など学校の教育課程に組み込まれていること、日常的な関係づくりに努力する職員の多さなどに支えられている。

一方で公民館は、各種団体との連携を通して、子どもの多種多様な体験活動等に取り組んでいる。子どもだけでなく、支える中高生や親が活躍する機会も広がっている。また、公民館という場を子どもの居場所として意図的に開放する館もある。

校区ごとに公民館を配する福岡市においては、学校と地域が子どもを育むパートナーとして育ち合いながら、地域の教育力を有機的に高めていく可能性が開かれている。

③ 連携・協働による地域づくり

公民館を核とする展開の可能性は、地域づくりにおいても広がっている。福岡市の校区まちづくりの軸となる自治協議会は、校区内の自治会・町内会のほか校区で分野別の活動を行っている団体等で構成されている地域を代表する組織である。校区全体にわたる事業を実施すると共に、それぞれが持つ機能、テーマに沿って活動を行っている。

設立 10 年の経過のなかで各自治協議会は、成り立ちや歴史が異なる中にも、独自の仕組みや体制を築いてきた。同時に、公民館と自治協議会の関係も各々の展開を見せている。今回の福岡市公民館訪問調査においては「共通の目標に向かって事業・活動が共有できること」「(相互の) 役割の (適切な) 線引き」「自治協議会と公民館の対等性」に関して、課題も抱えつつ、校区ごとに試行錯誤を行う様子が見えてきた。

また校区の施設・機関にはその施設ならではの地域情報が蓄積される。児童の登下校

見守りや、学校行事への地域住民の参加など、最近の新たな展開の中で日常的な協力関係が広がっている小学校が典型だろう。

各種団体との連携が問われる中でも、特に公民館と自治協議会は、適切な関係を保ちながら、連携・協働による地域づくりに取り組むことが望まれている。今日の世相のなかで、「地域の自治のしくみ」を確立・維持していくことは簡単ではない。また公立施設でありながら、地域の一員でもある公民館は他団体との連携が難しい場合もあり、それぞれの地域に応じた連携の発展にむけて、公民館への支援のあり方も考えていく必要がある。

（２）地域自治と専門的支援の関係

① 人のつながりをベースとした公民館運営

今回の福岡市公民館訪問調査を通して、公民館を支える重要な基盤として改めて浮彫りになったのは、「人のつながり」である。

公民館は、地域のネットワークに根ざして機能するだけでなく、公民館長や主事たちが地域からの信頼なくして推挙されることはなく、その根拠のほとんどは地域活動の経験であることは、今回の福岡市公民館訪問調査で明らかであった。福岡市では、公民館長や主事の採用方法として、市による公募性をとらずに地域推薦に基づいて行っている。また現在の自治協議会の前身的存在である町内会連合会は、公民館と同じエリアにおいて組織され、公民館と地域組織が連動しやすいことも背景にあるだろう。

一般的に公民館は単なる貸館施設として受け止められその実態がわかりにくい、こうした推薦方式による公民館は、具体的な"人"への信頼を介して、地域の中で存在している。少なくとも自治協議会をはじめとする地域組織にとって、公民館は"見えやすい"状態にあると言っていいだろう。

② 地域と公民館の関係をめぐる基本的な考え方

地域にはそれぞれ固有の論理や力学が存在する以上、公民館と地域の関係には一定の留意が必要である。校区を運営する自治組織である自治協議会と、学習に基づく個人と地域への支援が期待される公民館は、それぞれ別の役割を担う対等な機関である。しかし現実には公民館が自治協議会の下部組織的な位置に置かれる場合もあるようである。公民館職員が自治協議会と公民館の役割の違いを十分認識していない場合もあった。地域の構成員の多様化が進む中で、地域における様々な力学が公民館活動に影響を与えることを防ぎ、個人の学習ニーズに即した支援を通して開かれた組織・地域を実現していくことは、今後一層重要性を増していくだろう。

公民館職員は、市の嘱託職員としての顔と、地域の信頼に支えられる顔、両者の立場を持ち合わせて存在している。公民館職員がその立場の両面性を活かした仕事を創造していくことが期待される。そのためにも社会教育の専門的知見を持つことが、今後一層重要な要素となってくるだろう。

③ 自助努力により奮闘してきた公民館をいかに支えるか

福岡市公民館訪問調査では、休日にもアンテナをはり、ネットワークや経験を駆使して情報収集をするなど、多くの公民館長や主事たちは、経験・経歴等の持ち合わせる条件を可能な限り発揮しながら仕事に従事していた。また、それぞれ固有の地域性を反映し、多様性に富む公民館運営も展開されてきた。公民館運営と地域自治が連動するように公民館職員の仕事のありようが位置づけられていると言っていいだろう。しかし、職員の自助努力に多くを頼り、社会教育の知見が引き継がれているかどうかの濃淡を含め、状況に依存して公民館の現在が成り立っているのも事実である。地域の住民構成がますます変化していく中で、福岡市型公民館の良さを活かしつつ、現場の奮闘をいかに公的に支えるか、根本的に検討すべき時期に来ていると言えるだろう。

（３）校区に対する支援の視点

公民館は、「生涯学習を推進する社会教育施設」「地域コミュニティを支援する施設」「地域と共働してまちづくりを進める行政の機関」という３つの位置づけを持つ。その実現のために公民館の現場には「集まる（活動の場の提供・ふれあいと交流の場の提供）」「学ぶ（学習機会の提供・学習を通じた人材育成・学習成果の社会への還元）」「つなぐ（地域住民・団体・機関及びNPO等との連携の推進）」という基本的な機能を最大限発揮しながら実践を展開することが求められている（『平成26年度公民館事業方針』）。

福岡市の公民館事業は全館必須で行う事業の「基本事業」と任意で行う事業の「推進事業」の２区分がある。基本事業は、「人権問題学習講座」「子どもの健全育成関連事業」の２分野である。推進事業は、「地域コミュニティ支援事業」「地域の実態に即した事業・社会の動向に対応した事業」「地域・家庭教育連携事業」「地域体育振興事業」「その他、地域課題の解決に必要な事業」の５分野である。

公民館では、これらの７事業を巧みに組み合わせながら、総合的に事業を展開している。すなわち、ある問題やテーマを基点にしながら、そこに近接する学習課題や地域資源を結びつけながら事業が行われているのである。そして、質の高い実践においては、「集まる」と「つなぐ」と「学ぶ」が有機的かつ継続的に作用し合う仕掛けや仕組みを公民館の働きかけで創出していた。公民館職員には、主催事業を企画し、講座・学級活動を支援していく学習支援の役割と同時に、地域の諸資源を有機的につないで、地域の関係性を編み直していくコミュニティワーカー（※）としての役割が求められている。

このように複雑かつ高度な専門性が求められる仕事を支えていくためには、区役所による支援体制が重要になる。区役所の支援に求められるのは、一つには、学習支援のための指導・助言である。二つには、まちづくりのための指導・助言である。三つには、公民館主事に対するスーパーバイズ（相談・指導・助言）とリスクマネジメント（公民館現場の安全への配慮や職員のメンタルヘルスなどへの配慮）である。

今回の福岡市公民館訪問調査では、区役所の支援体制の充実を求める意見が多数寄せられた。

企業経験や転居経験による知識やノウハウを公民館現場に援用している例や、NPOとの出会いによって共同事業を通して相互に力量を高めあっていた例もあるが、いずれにせよ区役所の支援体制が充実したならば、さらなる実践の質的向上が期待できよう。

※コミュニティワーカー：地域社会開発の考えに基づいて地域福祉だけでなく、子育て・環境・人権・男女平等・地域経済・地域文化等幅広い地域支援に関する人材のこと。

3 今後にむけての方向性と具体的取組

(1) 今後の方向性

① 地域を育む社会教育

ここまで見てきたように福岡市では、戦後以来の社会教育の歴史の中で、校区毎に配置された公民館を中心に、地域を育む社会教育の実現が図られてきた。

そもそも社会教育法第三条は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことを国及び地方公共団体の任務として定めている。「社会の中にある教育であり、生活の中にある教育」（寺中作雄『社会教育法解説』）とも言われる社会教育は、人々の暮らしを育み、地域社会を育む教育として考えられてきた。

すでに福岡市においては、地域住民の流動化・地域性の多様化が進んで来ており、今後のグローバル都市としての展開の中で、その傾向は加速することが予想される。地域の諸課題への対応が一層迫られるだろう今後に向けて、「地域を育む社会教育」を目指す方向を一層堅持・発展させていくことが有効だろう。

② 社会教育の基盤となる、公民館の性格をめぐって

全国的に公民館のあり方は、その事業展開のみならず、職員の雇用形態や設置主体等をめぐって、一層の多様性を見せつつある。

福岡市の場合、その歴史的変遷の中、関わる人々の努力によって、行政専門機関でも単なる地域施設でもなく、「行政と地域」両方の顔を持つ方向に発展してきた。その特徴は、一方で住民として地域の人々とのつながりと信頼を抛り所としながら、一方で市の嘱託職員としてその任にあたっている公民館職員の立ち位置に如実に現れている。

本提言は改めて、「地域を育む社会教育」に向かうにあたり、公民館の持つこの両面性を、福岡市型公民館の強みとして、積極的に捉える。

あわせて、福岡市は一貫して、公民館を社会教育施設として堅持してきた。そのため、各区役所の社会教育主事たちの公民館職員への支援を通して、地域づくりを担いうる社会教育の専門性を持つ人材が、地域には数多く育ってきた。公民館が社会教育法に基づく社会教育施設の顔を持つ存在であることは、今後においても重要であるとする。

③ 公民館と他主体との連携協働について

公民館を地域づくりに深く関わる存在として位置づける以上、地域の他主体との連携・協働を一層進展させていくことが求められる。

なかでも公民館と自治協議会は、同じ地域づくりに向かう存在として、相互に立場を理解し合い、各々が担う範囲を明確化しながら、互いの本分を発揮していくことが必要だろう。そのために相互の情報の共有を進めることはもとより、すでに進みつつある地域計画づくり等の機会を用いて、協働のありようを発展させていくことも有効である。

また、学校との連携について、特に同じエリアを有する小学校とは、ほぼ全ての公民館において連携の実績が重ねられている。地域学校協働本部の提案など地域と学校の連

携をめぐり施策動向も見据えながら、公民館の存在とこの間の連携の実績をさらに活かす、福岡市らしい一歩先んじた連携像が生まれていくことを期待したい。一方、従来は都市・広域型展開に強みを持っていたNPOが小地域に目を向けつつある中で、もともと多くのNPOが拠点を構える福岡市においては、NPOと公民館の連携事例が増えつつある。特化された課題について深い知見をもつNPOの強みと、地域情報や総合的な判断等において強みをもつ公民館の強みを活かすためにも、相互理解にもとづく連携の進展が望まれる。福岡市においてはこのほかにも主に地元スタッフと企業・NPO等の連携で実施される「わいわい広場」（放課後等の遊び場づくり事業）など、校区単位で展開される諸事業が広がりを見せており、情報共有やトータルな地域ビジョンづくりの重要性が一層増しつつある。

④ 職員および中核的人材の養成の必要性

「行政と地域」の顔を持つ公民館には、単に法や基準に頼るだけでも、地域の人々の意思に応じるだけでもなく、地域や公民館の状況についての独自の見極めや事業展開が求められる。しかしこの間、公民館職員がその拠り所となる考え方や方法等を学ぶ機会が激減し、ほとんど職員たちの自助努力によって公民館の仕事が維持されてきた現実がある。

今後福岡市においては、公民館職員及び公民館を支援し共に働く市職員が社会教育の専門的知見をもつための研修等の機会を、積極的に設けていくことが求められる。

同時に、社会教育の知見を地域で共有していくことも重要である。自治協議会や地域住民、また、学校職員やNPO職員等に対して研修等の積極的な展開を期待する。

(2) 具体的取組

① 社会教育に携わる人材の確保と研修

○ 福岡市職員と教職員を対象とする社会教育に関する研修の充実

教育委員会や市民局だけでなく、市の組織として行っているさまざまな広報活動、あるいは社会教育や生涯学習等活動に取り組んでいる専門職や部局を範囲として、社会教育や生涯学習に関する基礎的な研修を展開することが求められる。保健師、福祉系職員、教員などの専門職やあらゆる部署の職員も含まれる。さらに、この基礎的な研修に加え、実践経験を踏まえて、社会教育や生涯学習の考え方や方法論等に関する専門研修を実施することも考えられる。

○ 公民館長や主事の専門性を高めるための研修の充実

館長や主事の研修として、従来の新任者研修だけでなく、継続的で長期的な視点に立って、3年目研修、5年目研修、10年目研修など、あるいは、単発でも数回から10回程度の連続研修等さまざまな機会に、さまざまな形で、公民館職員の希望に応える研修（例えば、接遇研修や社会教育の原理論の講座、事例検討など）を実施し、必要に応じて外部の研修に参加させることを検討していただきたい。

区役所ごとに実施している自主的な研修についても、財政面などの支援をすることが求められる。ただし、この場合、研修の自主性を損ねないことを前提としたい。

○ 公民館長や主事による社会教育主事講習の受講

福岡市から毎年数名を社会教育主事講習に受講させるなど社会教育主事講習への参加の促進を検討していただきたい。または一夏の社会教育主事講習への参加が難しい場合は、何年かに分けての参加や、社会教育主事を養成している大学で、科目等履修生になる手段などについても検討することが求められる。

② 公民館に対する支援の充実に関すること

○ 地域づくりや主催講座などの実践事例や、公民館事業で講師となり得る人材の情報蓄積と検索機能の整備

いくつかの公民館では、地域が抱える問題に公民館から住民に働きかけ、一定の成果を上げている。このことについて、公開できる範囲で、どのような地域課題に、誰がどのようにに関わり、どのように地域が変わっていったのかを、公民館だけでなく関係者にも執筆を求めて情報を蓄積することが求められる。この情報により他館の職員は、自分の地域における課題に気付き、公民館として向き合うヒントを得ることができる。

また、公民館の主催講座などの実践事例、あるいは、講師のデータベース化も考えられる。教育委員会または区役所が主となり公民館での講座や自主サークルの講師と内容を蓄積し、照会に応えられるようにすることが求められる。個人情報の保護や情報提供の許可を得た上で、講師経験者や教職員及び官公庁職員等の講師となり得る人材の発掘に取り組んでいただきたい。

○ **社会教育主事による支援体制の強化**

社会教育主事の定数を増やすと共に市役所職員の中で社会教育主事（補）の資格を持つ職員の発掘が求められる。これまでに、大学等で単位を取得したり、社会教育主事講習を受けたりした社会教育主事有資格者がいるはずである。

社会教育主事の確保や養成に時間がかかるならば、退職した公民館長や主事に公民館のアドバイザーとして活躍してもらうことも考えられる。

○ **区役所による支援体制の強化**

公民館への支援を行う地域支援課や生涯学習推進課の連携を強化すると共に、両課の職員の在課期間についても従来より長くすることが望まれる。これにより、担当地域の実情を把握した上で公民館に対する支援が期待できる。

【参考文献】

南里悦史・松田武雄編著『校区公民館の再構築—福岡市の校区公民館の歴史と実践』

北樹出版、2005 年

小林文人・伊藤長和・李正連編著『日本の社会教育・生涯学習』大学出版会、2013 年

福岡市『福岡市の歴史 市制 90 周年記念』、1979 年

福岡・社会教育研究会『市民の学び・協働・創造—福岡市公民館 60 年のあゆみ—』、2014 年

株式会社日本政策投資銀行『福岡都市圏の人口構造の変化』2013 年

朝倉出版『社会教育・生涯学習辞典』 2012 年

福岡市社会教育委員名簿

平成28年6月1日現在

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備考
関係者 学校教育	穴井 福代	福岡市立高取小学校校長	
	古賀 理絵	福岡市立警固中学校校長	
社会教育関係者	石内 絵衣子	福岡市七区男女共同参画協議会代表	
	木内 潤子	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長	
	西頭 敬一郎	福岡市公民館館長会会長	
	高田 保男	部落解放同盟福岡市協議会執行委員長	
	横尾 和彦	福岡文化連盟専務理事事務局長	
	緒方 蓉子	福岡市スポーツ推進審議会副会長	
	梶田 由美子	福岡市学校図書館よみきかせボランティア ネットワーク代表	
関係者 家庭教育	長阿彌 幹生	不登校サポートネット代表	
	宮本 智子	特定非営利活動法人子どもNPOセンター 福岡理事	
学識経験者	稲員 稔夫	福岡市議会議員	
	楠 正信	福岡市議会議員	
	松尾 祐作	福岡教育大学名誉教授	委員長
	岡 幸江	九州大学大学院人間環境学研究院准教授	分科会委員 (座長)
	十時 裕	福岡市地域活動アドバイザー	分科会委員
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部児童幼児教育学科准教授	分科会委員
	添田 祥史	福岡大学人文学部准教授	分科会委員
	植上 一希	福岡大学人文学部准教授	分科会委員

研 究 調 査 経 過

会議区分	開催日	内 容
全体会	平成 26 年 11 月 18 日	・分科会の設置及び研究調査テーマについて
第 1 回分科会	平成 27 年 1 月 6 日	・福岡市における社会教育関係組織の推移及び公民館事業方針について ・研究調査テーマの展開について
第 2 回分科会	平成 27 年 2 月 25 日	・福岡市公民館について ・行政の公民館への支援体制について
第 3 回分科会	平成 27 年 3 月 16 日	・社会教育委員による「公民館訪問調査」(案)について
第 4 回分科会	平成 27 年 5 月 19 日	・社会教育委員による「公民館訪問調査」の実施について
全体会	平成 27 年 6 月 3 日	・福岡市社会教育委員会議分科会報告事項について
第 5 回分科会	平成 27 年 8 月 27 日	・公民館訪問調査報告 ・公民館訪問調査結果の分析方法について
第 6 回分科会	平成 27 年 10 月 7 日	・公民館訪問調査における各委員の分析結果について ・第 2 回社会教育委員会議への中間報告内容について
第 7 回分科会	平成 27 年 10 月 28 日	・公民館訪問調査における各委員の分析結果について ・第 2 回社会教育委員会議への中間報告の構成について
第 8 回分科会	平成 27 年 11 月 18 日	・福岡市公民館訪問調査報告書について
第 9 回分科会	平成 27 年 12 月 9 日	・平成 27 年度第 2 回社会教育委員会議への報告内容について
全体会	平成 28 年 2 月 1 日	・福岡市社会教育委員会議分科会報告事項について
第 10 回分科会	平成 28 年 2 月 23 日	・「今日の福岡市における社会教育のあり方について」提言の素案について
第 11 回分科会	平成 28 年 4 月 6 日	・「今日の福岡市における社会教育のあり方について」提言案について
全体会	平成 28 年 6 月 1 日	・「今日の福岡市における社会教育のあり方について」提言案について

提 言

「今日の福岡市における社会教育のあり方について」
～地域を育む社会教育を目指して～

平成28年6月
福岡市社会教育委員会議

事務局：福岡市教育委員会教育支援部生涯学習課

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8－1

T E L : 092-711-4653

F A X : 092-733-5538